

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	八戸市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/13,80772,199,html

執行機関名 八戸市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成3年八戸市条例第41号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八戸市個人番号の利用に関する条例 別表第1の1の項 八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成3年八戸市条例第41号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成3年八戸市条例第41号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童及び父母のいない児童が医療保険各法に基づく療養の給付を受けた場合に医療費を給付し、もってひとり親家庭の父又は母等の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成3年八戸市条例第41号) 八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則(平成3年八戸市規則第26号)